

JIS

石油製品－
オクタン価，セタン価及びセタン指数の求め方－
第 3 部：過給法オクタン価

JIS K 2280-3 : 2013

(PAJ)

平成 25 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	土 肥 義 治	公益財団法人高輝度光科学研究センター
(委員)	穴 澤 秀 治	一般財団法人バイオインダストリー協会
	今 井 勇	日本ゴム工業会
	植 田 新 二	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	岡 崎 雅 之	公益社団法人自動車技術会（株式会社本田技術研究所）
	香 山 茂	一般財団法人化学研究評価機構
	佐 藤 浩 昭	独立行政法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	廣 岡 隆	独立行政法人住宅金融支援機構
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	松 永 直 樹	拓殖大学
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	森 川 淳 子	東京工業大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.12.20

官 報 公 示：平成 25.12.20

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会（委員長 土肥 義治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験の原理	2
5 試薬	3
6 試験器	3
7 正標準燃料の調製	6
8 試料の採取方法及び調製方法	9
9 試験用エンジンの運転条件	9
10 試験用エンジンの始動及び停止	11
11 試験用エンジン運転条件の調整	18
12 燃料消費量の測定	20
13 試験用エンジンの運転条件の点検	22
14 試験の手順	25
15 計算方法	26
16 結果の表し方	27
17 精度	27
18 試験結果の報告	27
解 説	28

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟（PAJ）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 2280:1996** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 2280 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 2280-1 第 1 部：リサーチ法オクタン価

JIS K 2280-2 第 2 部：モータ法オクタン価

JIS K 2280-3 第 3 部：過給法オクタン価

JIS K 2280-4 第 4 部：セタン価

JIS K 2280-5 第 5 部：セタン指数

石油製品— オクタン価，セタン価及びセタン指数の求め方— 第 3 部：過給法オクタン価

Petroleum products—Determination of octane number, cetane number and
calculation of cetane index—
Part 3: Octane number—Supercharge method

序文

この規格の基となる **JIS K 2280** は，1961 年に制定され，その後 5 回の改正を経て，今回 **JIS K 2280** を規格群とし，五つの部編成に分割し，新たに **JIS K 2280-3** として制定した。

なお，対応国際規格は，現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は，過給法オクタン価試験装置を用いて航空ガソリンの過給法オクタン価を求める方法について規定する。

警告 この規格は，危険な試薬，操作及び試験器を用いることがあるが，安全な使用方法を全てに規定しているわけではないので，この試験方法の使用者は，試験に先立って，適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2 引用規格

次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0108-1 往復動内燃機関—用語—第 1 部：機関設計及び運転用語

JIS B 7410 石油類試験用ガラス製温度計

JIS K 2203 灯油

JIS K 2215 内燃機関用潤滑油

JIS K 2251 原油及び石油製品—試料採取方法

JIS K 2435-1 ベンゼン・トルエン・キシレン—第 1 部：ベンゼン

JIS K 8858 ベンゼン（試薬）

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8402-6 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第 6 部：精確さに関する値の実用的な使い方